



# キャリアアップ助成金 (障害者正社員化コース)

障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るために、  
労働者を雇用転換する措置を継続的に講じた事業主に対して助成されます。

**受給できる事業主** ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

## 次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

- 雇用する有期雇用労働者を正規雇用労働者もしくは無期雇用労働者に転換または無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換した事業主であること
- 対象労働者を、当該支給対象期の初日から6か月以上の期間継続して雇用すること
- 当該労働者に対して、支給対象期分の賃金を支給した事業主であること
- 雇用区分を労働協約または就業規則に規定していること
- 転換後6か月間の賃金を、転換前の6か月間の賃金より減額させていないこと

※令和4年10月1日より、支給要件が下記のとおりに変更となっています。

- 正規雇用労働者定義の変更  
10/1以降：「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」のある正規雇用労働者への転換が必要となります。
- 対象となる労働者要件の変更  
10/1以降：「正規雇用労働者と異なる雇用区分の就業規則等」が適用されている非正規雇用労働者の正社員転換が必要となります。

## 受給内容

支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	各支給対象期における支給額
重度身体障害者 重度知的障害者 および 精神障害者	有期雇用から 正規雇用への転換	<b>90万円 (120万円)</b>	1年 (1年)	<b>45万円×2期 60万円×2期</b>
	有期雇用から 無期雇用への転換	<b>45万円 (60万円)</b>		<b>22.5万円×2期 (30万円×2期)</b>
	無期雇用から 正規雇用への転換	<b>45万円 (60万円)</b>		<b>22.5万円×2期 (30万円×2期)</b>
重度以外の身体障害者 重度以外の知的障害者 発達障害者 難病患者 高次脳機能障害と 診断された方	有期雇用から 正規雇用への転換	<b>67.5万円 (90万円)</b>		<b>33.5万円×2期 (45万円×2期) ※第2期の支給額は34万円</b>
	有期雇用から 無期雇用への転換	<b>33万円 (45万円)</b>		<b>16.5万円×2期 (22.5万円×2期)</b>
	無期雇用から 正規雇用への転換	<b>33万円 (45万円)</b>		<b>16.5万円×2期 (22.5万円×2期)</b>

※ ( ) 内は中小企業事業主に対する助成額

※支給対象者1人あたり、上記の額を支給

※支給対象期間1年間のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期とします

※この支給額が、各々の支給対象期における労働に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額が上限額となります

## 取り扱い機関

都道府県労働局、公共職業安定所